

ストップ！滞納



市では、税負担の公平性と税収入を確保するため、11月から平成26年1月まで、滞納者に対する財産調査や差し押さえを集中的に強化するなど、滞納の解消に向けた取り組みを行っていきます。

納税は、
納期限内に
お願いします。



差し押さえは、
本人の信用にもかかります。
差し押さえを受ける前に完納してください。



納税が困難な場合は

市税は、市民のみなさんの福祉や教育、ごみ処理などのための貴重な財源です。定められた納期限までに自主的に納めていただくもので、ほとんどの場合が期限までに納付しています。しかし、残念ながら一部のかたは滞納しています。

税金を滞納していると

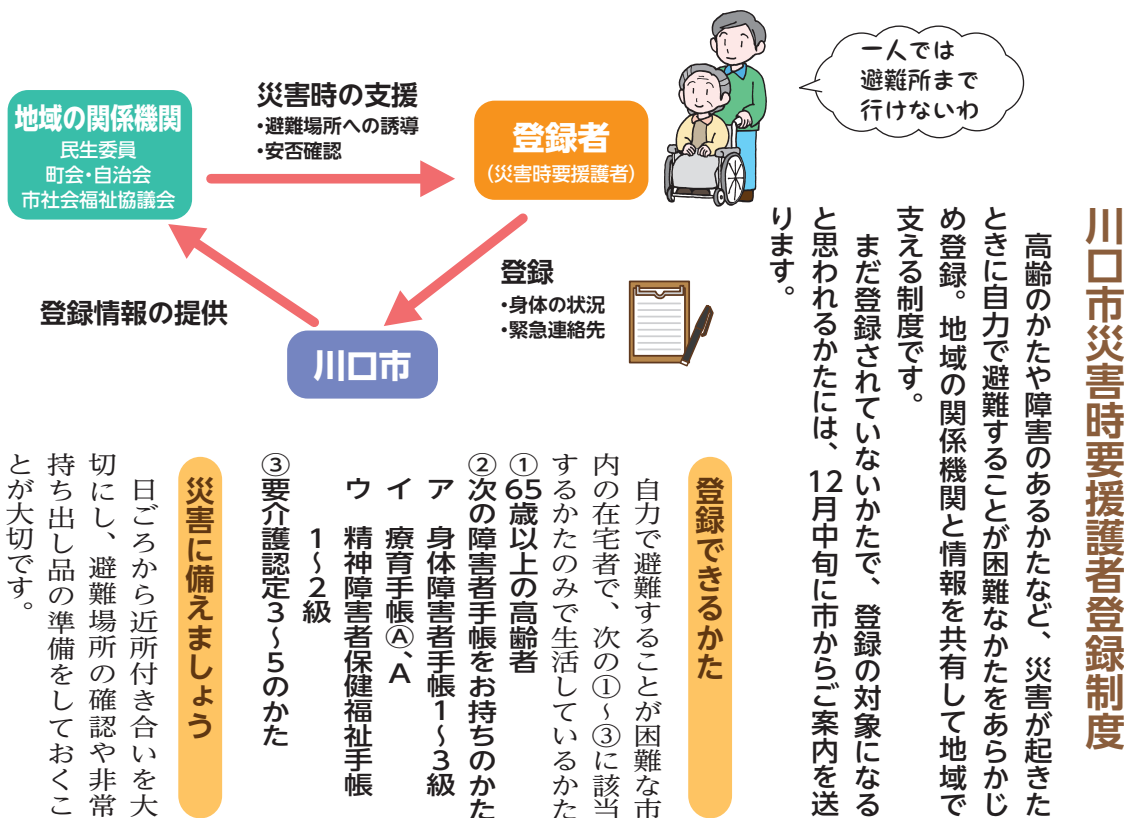
督促・催告にもかかわらず納税しないかたや、納税誓約を守らないかたなどには、財産を調査の上、本人への事前連絡なしに、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などを差し押さえます。

失業、極端な収入の減少、病気療養など、さまざまな事情で早期の納税が困難なかたは、納税方法について納税課に速やかにご相談ください。



※納税がお済みでないかたは、最寄りの金融機関などで速やかに納税してください。

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7949・7948・7643・7642 FAX048-259-4541



災害時、自力での避難が
困難なかたを支えます

問い合わせ

- ① 65歳以上のかた
- ② 65歳未満の障害者のかた
- ③ 65歳未満の要介護認定3～5のかた

長寿支援課
障害福祉課
介護保険課

☎048-259-7652
☎048-259-7920
☎048-259-7294

FAX048-258-0670
FAX048-256-5650
FAX048-252-3737